

◎東京都公安委員会告示第 247 号

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 22 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和 58 年 国家公安委員会規則第 2 号。以下「規則」という。）第 2 条の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 7 月 4 日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

1 講習の実施期間及び時間

令和 7 年 11 月 17 日（月曜日）から同月 19 日（水曜日）
までの 3 日間

午前 9 時から午後 5 時まで

2 講習の実施場所

台東区東上野一丁目 1 番 12 号 栗橋ビル
一般社団法人東京都警備業協会研修室

3 講習に係る警備業務の区分

法第 2 条第 1 項第 3 号で定める警備業務（運搬中の現金、貴金属、美術品等に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「3 号警備業務」という。）

4 講習予定人員

10 名

5 受講対象者

法第 2 条第 1 項に定める警備業務のうち、3 号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第 22 条第 2 項に規定す

る警備員指導教育責任者資格者証（以下「警備員指導教育責任者資格者証」という。）又は規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「警備員指導教育責任者講習修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するもの

- (1) 最近5年間に3号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(3号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(3号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務に従事しているもの
- (4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同
等以上の知識及び能力を有すると認める次の者
 - ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(3号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者
 - イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定

(3号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上3号警備業務に従事しているもの

6 受講申出の要領

受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。

なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。

(1) 受講申出の受付期日

令和7年10月10日(金曜日)

午前9時から午後5時まで

(2) 受付専用電話

一般社団法人東京都警備業協会

電話 03(3837)2160

7 申込手続

(1) 受付期間

電話受付予約終了後から令和7年10月27日(月曜日)までの間(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

午前9時から午後5時まで

(2) 受付場所

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル

一般社団法人東京都警備業協会

(3) 申込書類

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

イ 3号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証の写し又は警備員指導教育

責任者講習修了証明書の写し 1通

ウ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通

(7) 前記5の(1)に該当する者は、3号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

(4) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し

(5) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

(6) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し

(7) 前記5の(4)のロに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書

ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警

備業務従事証明書を提出することができないこと
についてやむを得ない事情がある場合には、当該
事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者
に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備
業務従事証明書に代えて提出すること。

8 受講料納入手続

(1) 受講料納入の受付期間

令和7年11月5日（水曜日）及び同月6日（木曜
日）の2日間

午前9時から午後4時30分まで

(2) 受付場所

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル
一般社団法人東京都警備業協会

(3) 受講手数料

14,000円

9 問合せ先

(1) 一般社団法人東京都警備業協会

電話 03 (5818) 6070

(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

電話 03 (3581) 4321 内線 30312